

新型インフルエンザ等対策に関する業務継続計画

2020年4月20日

室蘭ガス株式会社
室ガスサービス株式会社

目 次

第1章 総則	1
1-1 業務計画の目的・基本方針	1
1-2 業務計画の運用	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制	2
2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携	4
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	5
3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法	5
3-2 感染対策の検討・実施	5
第4章 事業継続計画	6
4-1 基本方針等	6
4-2 継続業務の特定と継続方法	6
4-3 特定接種の実施	6
第5章 その他	7
5-1 教育・訓練	7
5-2 計画の見直し	7
別表 第1-1 新型インフルエンザ等発生時の体制	8
別表 第1-2 非常体制の分担業務	9
別表 第2 体制発令の代行順位	10
別表 第3 防災関係機関との情報連絡経路	11

第1章 総則

1-1 業務計画の目的、基本方針

この業務計画（以下、「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

注) 当計画書の今回改訂は、既に新型コロナウイルスの国内感染が拡大し、危機的状況が迫っている時点で行うものであり、次項(1)-IIを対象にした対策・対応を中心に、改訂を行う。

(策定方針については、添付別紙「新型コロナウイルス対策向け_業務継続計画策定方針」参照)

なお、従来からの想定対象である新型インフルエンザ等（次項(1)-IおよびIII）に関しても、(1)-IIと対応等が異なる事項については、改訂は行わず併記している。

1-2 業務計画の運用

(1) この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- I 感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下感染症法という）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症（以下、(1)-Iとする）
- II 感染症法第6条第8項に規定される指定感染症で、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）
※¹（以下、(1)-IIとする）
- III 感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの（以下、(1)-IIIとする）

※¹・病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020年1月に中国からWHOに対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)であるものに限る。

・国内では、2020年3月14日施行「新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律」(通称:新型コロナウイルス特措法)にて、新型コロナウイルスが「新型インフルエンザ等」に加えられ、2020年2月から1年間、新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の被害は、都市ガス事業者の40%が欠勤し、流行が8週間^{※2}続くと想定する。また、他の社会機能維持者^{※3}は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※² あくまで従来の新型インフルエンザ等に対する、事業継続計画ガイドライン上の想定期間であり、新型コロナウイルスに関しての流行期間は、現時点では全く見通せていない。

※³ 治安を維持する者、ライフライン事業者(電力・ガス・水道・通信)、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 新型インフルエンザ等の発生段階は、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成25年6月）」に定めるとおりとする。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 都道府県においては、以下のいずれかの発生段階 ・地域未発生期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・地域感染期(各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い状態で止まっている状態

2-1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

(1) 非常時発令の基準

(1)-1 対象の新型インフルエンザ等が(1)-IおよびⅢの場合

発令基準 (新型インフルエンザの発生状況)	体制の区分
国内発生早期	第一次非常体制
国内感染期	第二次非常体制

(1)－2 対象の新型インフルエンザ等が(1)－II (新型コロナウイルス感染症) の場合

発令基準	体制の区分
レベル1	第一次非常体制
レベル2	第二次非常体制

【レベル1】

原則以下とするが、社会・地域情勢等も考慮したうえで、社長判断のもと発令する。

- ▶ 北海道に、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が発令された場合

【レベル2】

原則以下とするが、社会・地域情勢等も考慮したうえで、対策本部長判断のもと発令する。

- ▶ 室ガスグループ全従業員の内、新型インフルエンザ等に罹患した人数が3名^{※5} に達した時点

※5 算定根拠は“感染ピーク時に職員の40%が欠勤した際、そこに含まれる発症者は多く見積って5%程度”という、過去に世界で大流行したインフルエンザ等のデータを参考に新型インフルエンザ等による被害状況等を想定した、政府ガイドラインに基づく。

(2) 体制の区分

(2)－1 第一次非常体制

対策本部以外は、通常組織にて業務を継続する。

- ・対策本部の立上げ、および運営開始
- ・感染拡大防止対策の強化、徹底
- ・必要に応じ、対策本部長判断のもと、勤務場所の分散化や一部業務の縮小等

(2)－2 第二次非常体制

職制システムによる業務体制を解き、事業継続計画を発動する。

- ・ローテーション出社への切り替えによる、業務体制の縮小
- ・予め定める「非優先業務」の全面中断、および「優先業務」の継続実施

- (3) 平常時より、新型インフルエンザ等大流行時に備えて、従業員の安全確保を行いつつガスの安定供給を行うために最低限必要な業務や、ガス事業継続のために必要な交代・補助員確保のための対応策について検討し、万全な備えに努める。

- (4) 非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、特別な組織および分担体制[別表第1－1、別表第1－2]を整備する。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を必要に応じ実施する。

- (5) 非常体制への移行は、非常体制を維持運営管理する事務局の具申にもとづいて、社長が決定する。ただし、社長が不在の場合は既定の代行順位[別表第2]に基づき代行する。
- (6) 事務局の長は、厚生労働省が新型インフルエンザ等流行の終息を宣言した場合、その他必要が無くなった場合には、非常体制を解除または変更する。

2-2 情報収集および共有体制、関係機関との連携

- (1) 非常体制時には、事務局等は[別表第3]に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 各班は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係各所へ周知するとともに、対策本部へも報告する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3-1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法

- (1) 第二次非常体制における対応として、広報総務班、厚生班、お客さま対応班、特定顧客対応班、供給保安班は、新型インフルエンザ等の感染状況に応じて、2-1に定める事業運営体制に移行する。
- (2) 各班は、対策本部の指示により、(1)の事業運営体制に協力する。

3-2 感染対策の検討・実施

3-2-1 平常時における対応

- (1) 従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザ等の流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるよう求めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3-2-2 第一次非常体制における対応

- (1) 事務局は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。
 - ①新型インフルエンザの基礎知識共有化や、マスク着用、手洗い・うがい励行等、衛生面における感染予防策
 - ②従業員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取り扱い等、従業員が取るべき措置に関すること
 - ③会議・集会等とその出席者数の制限に関すること
 - ④新型インフルエンザ発生国・地域への滞在、出張等に関する取扱い
- (2) 感染拡大防止の観点から、業務範囲の縮小や一部業務の在宅勤務化等、状況に応じて取り入れられるとともに、第二次非常体制への移行に備え、必要な準備を整える。

3-2-3 第二次非常体制における対応

- (1) 事務局および厚生班は、第二次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を強化することに加えて、以下の項目等に取り組む。
 - ①社内の新型インフルエンザ等罹患患者発生に伴う、社内感染拡大に繋がる恐れのある状況および行動等の調査・把握、ならびに周知徹底
 - ②従業員等およびその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での医療措置に協力する。
 - ③会議・集会、イベント等については、原則全面的に禁止・中止を指示する。
 - ④国および地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。 **注) 新型コロナウイルス感染症に対しては現時点で対象外**
- (2) その他、「第4章 事業継続計画」の定めに従い、対策本部による統括のもと事業継続に専念する。

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針等

(1) 基本方針

お客さま、当社グループ従業員(家族含む)、供給継続に資する関連会社・協力会社従業員の生命、身体の安全確保と感染拡大防止を前提に、エネルギーを供給し続ける社会的責任を果たすため、必要な体制と対応を定める。

(2) 事業継続計画の目的

ガスの供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とし、地域社会の機能維持のために、あらかじめ定めている優先業務を継続業務として対応する。

(3) 事業継続計画の発動

原則として、対策本部長によるレベル2が発令された時点で、事業継続計画を発動する。

4-2 継続業務の特定と継続方法

(1) 優先業務等の分類および継続方針

平常時の業務を「優先業務」「非優先業務」の2つに分類し、事業継続計画を発動した際に速やかに対策本部長が具体的な決定を行い、移行する。

業務区分	内容
優先業務	① ガス供給維持、保安の確保に欠かせない業務 注1) ② ①への支援業務 (電話対応, 折衝, 広報, システム運営, 勤怠管理 他) ③ 感染拡大防止に向けた対策業務
非優先業務	① ガスの供給継続に直接関与しない業務 ② お客さまとの面対業務 注2)

注1) 保安作業の中でも、入室等でお客さまとの面対が必要な作業については、機能修復よりも一時的な使用禁止措置等保安の担保を極力優先する。

注2) お客さまが社会機能維持者、医療施設等社会的重要施設であった場合は、例外的に対応する。

(2) 具体的な業務の区分と業務継続における人員計画

別に定める。

4-3 特定接種の実施 注) 新型コロナウイルス感染症に対しては現時点で対象外

特定接種は、本業務計画に定める継続業務に従事する者(工事会社等の供給継続に資する関連事業者を含む)を対象とする。(詳細は、内閣府公開の「特定接種の実施要領」等を参照し、必要に応じて業務継続計画に反映する)

第5章 その他

5-1 教育・訓練

(1) 感染予防に関する教育

感染予防に関して、従業員全員に対し教育・訓練を計画して実施する。

(2) 感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう、計画的に訓練を実施する。

(3) 供給継続に係る訓練

継続業務の指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者は、その業務が円滑に実施できるよう訓練する。

(4) 全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5-2 計画の見直し

- (1) 新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務行動計画は随時見直し、必要に応じて修正を加えるものとする。

別表 第1-1 新型インフルエンザ等発生時の非常体制

【第一次非常体制】



【第二次非常体制】



※1 副本部長は本部長代行を兼務、各班統括者および事務局にも代行者を配置する。

別表 第1-2

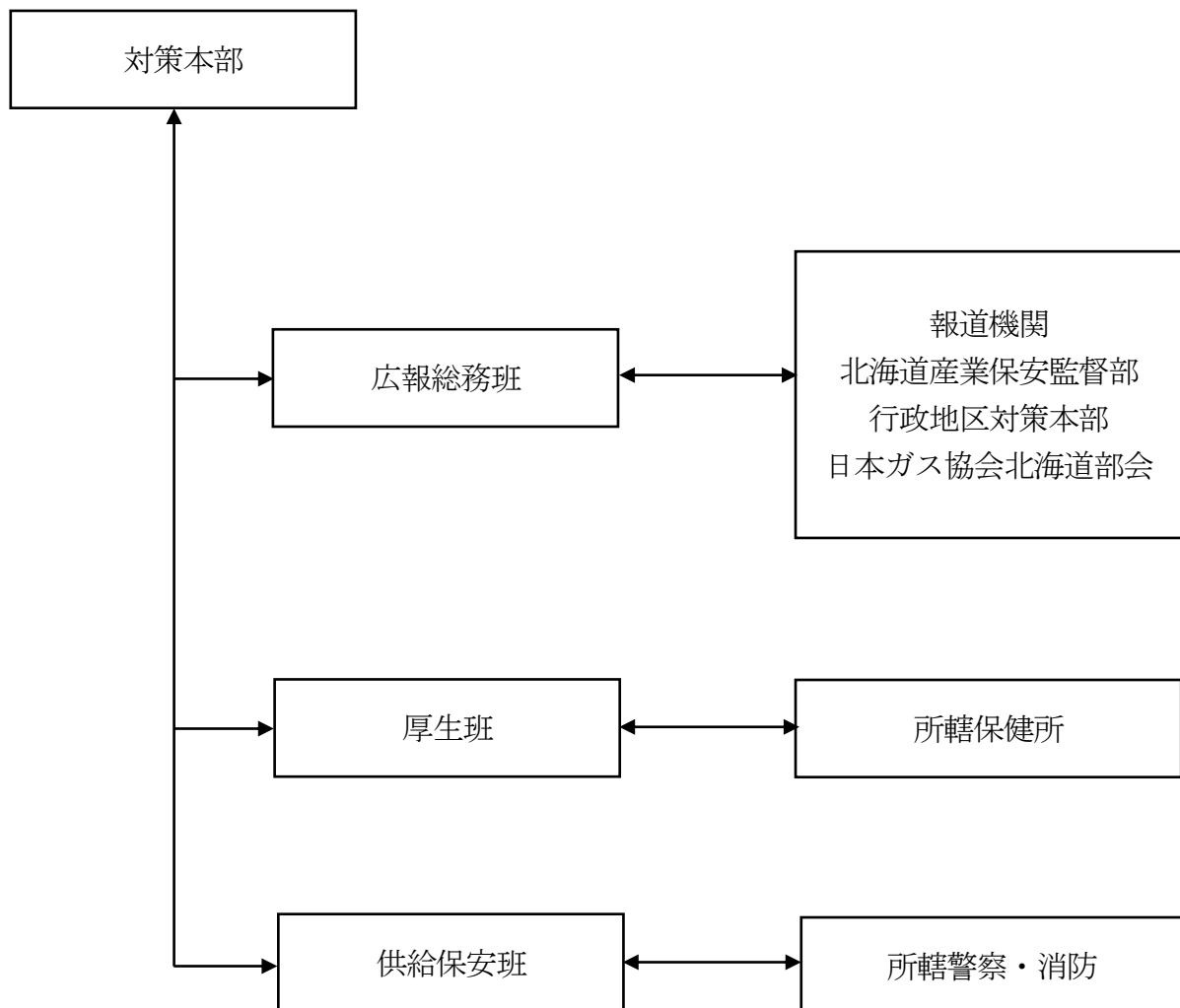
非常体制の分担業務

ユニット	担 当※1	主な役割・業務
対策本部本部長	取締役社長	対策本部業務の推進・統括
対策本部副本部長	営業担当取締役	対策本部長の補佐
各班統括者	総務部長 (事務局・広報総務班・厚生班担当) 営業部長 (お客さま対応班・特定顧客対応班 担当) 工務部長 (供給保安班担当) MGS工務部長 MGS総務部長	各担当班の統括
事務局	総務課長 (必要に応じサポート員配置)	対策本部内実施策の検討・実施
広報総務班	総務G	経営管理対応、経理事務、一般庶務、外部 広報対応、官公庁対応、社屋ファシリティ ー管理、システム関連維持管理
厚生班	総務G	従業員の勤務状況・安否の確認、感染予防・ 感染拡大阻止にかかる衛生管理
お客さま対応班	料金G 営業G お客さまサポートグループ	料金事務、一般のお客さま対応、受付対応
特定顧客対応班	営業G 施工監理G	大口・重要施設のお客さま対応、取引先・ 元請等クライアント対応、仕掛案件調整
供給保安班	工務G 施工監理G	ガス供給運用管理、供給施設巡視点検、緊急 保安対応、導管等トラブル処理計画・実 施、原料・13A調達管理、基地操業との 連携調整

別表 第2 体制発令の代行順位

代行順位	代行者
1	取締役（営業担当）
2	取締役（総務担当）
3	取締役（工務担当）
4	営業部長

別表 第3 防災関係機関との情報連携経路



注) 上記の連携はあくまで原則であり、災害対応上必要な場合は各班で対応し、対策本部にて情報を集約したうえで、必要な指示を出す。